

1. 件名：福島第一原子力発電所における窒素ガス分離装置（B）の指示不良に伴う運転上の制限逸脱に係る面談

2. 日時：令和2年4月28日（火）16時00分～17時30分

3. 場所：原子力規制庁18階会議室

4. 出席者（※TV会議システムによる出席）

原子力規制庁

原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

林田管理官補佐、宇野課長補佐、松井安全審査官、田上審査係

長官官房 総務課 事故対処室 斉藤室長補佐

福島第一原子力規制事務所

木村隆一原子力防災専門官、木村通原子力運転検査官

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一廃炉推進カンパニー 建設・運用・保守センター 副所長

廃炉安全・品質室 4名

燃料デブリ取り出しプログラム部 部長他3名

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社より、4月24日に運転上の制限逸脱を宣言した窒素ガス分離装置（B）の指示不良事象について、資料に基づき以下のとおり説明があった。
 - 4月24日、系統切替のため停止させた窒素ガス分離装置Bについて、免震棟集中監視室の監視画面において流量の指示値が減少しなかった。また、4月21日以降、窒素濃度及び出口流量の指示値に通常の変動がなく一定となっていることを確認したため、実施計画で要求される事項（「封入する窒素の濃度が99%以上であることを毎日1回確認する」）を行うことができていなかったとし、13時40分に「運転上の制限逸脱」を判断した。
 - 現場調査の結果、窒素ガス分離装置B本体のパッケージ内部に黒色の粉（活性炭と推定）が広範囲に飛散し堆積しており、飛散した活性炭がコントローラに流入し、コントローラが故障した可能性がある。
 - 4月21日2時14分には、窒素ガス分離装置Bの現場操作盤でコントローラ異常を示す警報が発報していたが、免震棟集中監視室には発報されないため、気付かなかった。
 - 現在運転中の窒素ガス分離装置（A）、（C）について、監視強化を実施するとともに、復旧、応急対策及び監視警報の見直しを検討する。
- 原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認し、以下の対応を求めた。
 - 現在、2系統で運転を行っているが、1系統の運転でも必要な封入容量を満たすことが可能であり、設備設置の目的に応じた運用となるよう見直すこと。

- 併せて本事象が法令報告対象となる可能性についても説明があったが、早々に判断をすること。

6. 配布資料

- 窒素ガス分離装置（B）指示不良に伴う運転上の制限逸脱及び復帰について